

# 亀山市携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン

平成27年4月1日

亀山市建設部都市計画室

亀山市携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）は、携帯電話基地局の設置に関して、亀山市景観計画に定める行為の制限における景観形成基準への適合のため、留意すべき基本的な事項を取りまとめたものであり、事業者がガイドラインに沿って設置計画を進め、良好な景観の形成を促進するために定めるものです。

## 1 事前相談

設置場所等についての変更等が可能である候補地選定の段階で、必ず事前相談を行うこと。その際、高さ・形状・色彩を踏まえた候補地に建設した場合のイメージ図などを提示すること。

## 2 高さ

必要最小限の高さとすること。

## 3 色彩

背景との調和に留意し、次のとおりとする。

### ①樹林地に隣接する場合や山間部の場合

鉄塔や設備機器類、フェンスが背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値 5YR3/2 程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5 程度）とすること。

### ② ①以外の場合

鉄塔が背景の空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値 N7.0 程度）とすること。ただし、鈴鹿山系の眺望を阻害するおそれのある場合は、前号の色彩によること。

また、設置場所の周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。

## 4 鉄塔の構造（形状）

設置場所の周辺の状況に応じて、①モノポール型（鋼管柱）または②アンギュルトラス型とすること。

アンテナ部分は景観に与える影響が大きいいリング状のものを避け、できる限り簡素な形態とすること。

## 5 緑化

自動車や歩行者等の交通量の多い道路から見える場所や自然公園区域内において設備機器類を設置する場合は、遮蔽効果のある生垣等により緑化を行うこと。

## 6 設置場所

次の事項に留意のうえ選定すること。

- (1) 携帯電話基地局が必要な理由を明確に説明できる場所であること。
- (2) 歴史的・文化的な景観資産、伝統的建造物群保存地区の近傍での設置は避けること。
- (3) 亀山市歴史的風致維持向上計画における重点区域内及び亀山市景観計画における景観形成推進地区・重点地区内においては、やむを得ない状況を除き、原則設置を避けること。
- (4) 主要な視点場からの眺望を妨げる場所は避けること。
- (5) 鉄塔が与える圧迫感などを軽減するために、やむを得ない状況を除き、国道や県道、市道等の道路沿いは避けること。  
ただし、やむを得ない場合は、工作物の高さ分を道路から後退させる等工夫すること。
- (6) 柱部分ができるだけ自然林などに遮蔽される場所を選定すること。
- (7) 住宅地やまとまりのある農地においては、目立つ場所は避けること。

## 7 共用化

携帯電話基地局の設置が必要となった場合は、他社の携帯電話基地局との共用化について検討すること。

## 8 その他

ガイドラインを基に携帯電話基地局設置のチェックリストを記入すること。